

令和6年度 第1回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き 令和7年1月29日（水）

午前10時から

ところ 上越市役所 木田第一庁舎

4階 401 会議室

1 開 会

2 委員自己紹介

3 副市長挨拶

4 会長選出

5 会長職務代理者の指定

6 議 事

(1) 審議会の役割、所掌事項、これまでの審議内容等について

… 資料1、資料2、資料3

(2) 令和7年度の特別職報酬等の取扱いについて

… 資料4

(3) その他

7 閉 会

審議会の役割と所掌事項

●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 令和5年3月24日条例第2号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会の議員の議員報酬の額

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 公募に応じた市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

これまでの審議内容（過去 5 年間）

令和 5 年度（令和 6 年 1 月 17 日開催）

議 題				主な内容・意見等
(諮問)				(答申)
・市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、0.3%引上げの改定を行う。				・諮問のとおり改定することが適当であると答申。
				(附帯意見)
				・市長、副市長及び教育長並びに議会の議員においては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、市政運営に当たること。
				委員からの意見
				・コロナ禍で市内の経済が低迷しており、ようやく回復の兆しがあるということだが、一方で、市民生活はまだ厳しい現状にあると認識をしている。その中で、特別職の責任は大変重い。
				・中小零細企業では、売上げは少し上昇しているが、収益的に見るとまだまだ苦労されているところもある。総じて慢性的な人手不足であり、人員を確保するためにベースアップしなければならない。上越市だけが突出して改定するものではないということは十分理解できたので引上げについて反対ではないが、民間ではまだそういう状況の企業もあるということをご承知いただきたい。
				・現状の把握という点について、他市の例を参考にしないとなかなか基準が出ないというのは理解できるが、上越市としてどうなのかというところをぜひ今後の課題としていただきたい。

区分	現行	改定案	
	給料・報酬月額	給料・報酬月額	改定額
市長	966,300 円	969,200 円	2,900 円
副市長	729,200 円	731,400 円	2,200 円
教育長	630,700 円	632,600 円	1,900 円
議長	529,400 円	531,000 円	1,600 円
副議長	468,400 円	469,800 円	1,400 円
議員	440,800 円	442,100 円	1,300 円

・特別職の給料・報酬の額については、平成 28 年 4 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据置きとなっている。

一方、この間、新潟県をはじめ、県内の他の地方公共団体では特別職の給料等の額の引上げ改定がなされるとともに、国家公務員の特別職においても、8 年ぶりに俸給月額が約 0.3%引き上げられた。

更に、当市の一般職の職員においても平成 28 年度以降は令和 2 年度及び令和 3 年度を除く各年度で引上げ改定となっている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、本年度の国家公務員の特別職における俸給月額の改定率に準じた引上げが適当と判断し、特別職の給料・報酬の額の改定について、本審議会に諮問。

令和 4 年度（令和 5 年 1 月 26 日開催）

議 題	主な内容・意見等
（現行のまま据え置くため諮問なし） ・一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。	委員からの意見 ・議員の政務活動費について、個人や会派に交付された政務活動費の支出実績に各議員、各会派で大きな差がある。管理アプリの導入に合わせ、透明性の確保に努めてもらいたい。

令和3年度（令和4年1月26日開催）

議 題	主な内容・意見等
（現行のまま据え置くため諮問なし） ・一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。	委員からの意見 ・新型コロナの影響を含め、計画的な行財政運営への配慮をお願いしたい。 ・議員の政務活動費について、広報活動以上に調査活動にも活用してもらいたい。

令和2年度（令和3年1月26日開催）

議 題	主な内容・意見等
（現行のまま据え置くため諮問なし） ・市内の経済状況や特別職の国家公務員の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。	委員からの意見 ・報酬の水準について、人口規模のみではなく、都市構造や財政規模等で比較する必要があると考える。 ・議員の政務活動費について、市内事業者の成長、市内事業者への還元の意味も含め、市内事業者への発注に協力してもらいたい。

令和元年度（令和2年1月29日開催）

議 題		主な内容・意見等																					
(給料、報酬は現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 (諮問) ○上越市議会政務活動費について、総額は維持し、会派及び議員に交付する額を次のとおり改定する。 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="3">上越市議会政務活動費</th></tr><tr><th></th><th>現行</th><th>改定案</th><th>増減</th></tr><tr><td>会 派</td><td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td><td>月額 12,500 円 (年額 150,000 円)</td><td>月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)</td></tr><tr><td>議 員</td><td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td><td>月額 37,500 円 (年額 450,000 円)</td><td>月額+12,500 円 (年額+150,000 円)</td></tr><tr><td>総 額</td><td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td><td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td><td>増減なし</td></tr></table> ・政務活動費の額については、平成 17 年 1 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据え置きとなっている。上越市議会においては、平成 22 年 11 月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定するとともに、この間、議員提案による条例の制定、市民との意見交換会、また、		区 分	上越市議会政務活動費				現行	改定案	増減	会 派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)	議 員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)	総 額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし	委員からの意見 ・特になし (答申) ・諮問のとおり改定することが適当であると答申。 委員からの意見 ・実状に合わせた政務活動費の会派分と議員個人分の額の見直しについて、妥当と感じている。 ・今は市町村のニーズに合わせて市町村の裁量が大きくなっている。議員の方にも今の上越市のニーズや国の動き等を勉強してもらいながら、上越市の実情に合わせて進めてほしい。 ・今回の諮問内容について理解はできるが、個人分の返還がかなりあることと、個人差があるように見えるため、そこは検討してほしい。	
区 分	上越市議会政務活動費																						
	現行	改定案	増減																				
会 派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)																				
議 員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)																				
総 額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし																				

小中学生による議会学習など、議会改革の推進及び議会の活性化に向けた取組が行われている。更に、同議会では、議員のなり手不足等を課題とし、議員定数、報酬及び政務活動費について検討を進めるとともに、意見の集約が行われ、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するため、政務活動費について、議員個人が行う調査研究等の活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図りたいとの結論に至ったことから、令和元年12月に、議長から政務活動費の見直しについて要請があった。ついては、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問。

・活動範囲も様々であると思うが、議員個人で使えるものであり、執行残は返還となることを踏まえ、もう少し考えていただきたい。

特別職の期末手当の改定(予定)

○改定内容

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げる予定

(単位:月数)

区分	令和6年度		
	現行	改定後	年間比較
6月期	1.70	1.70	0.00
12月期	1.70	1.75	0.05
年間計	3.40	3.45	0.05

○改定時期

令和6年4月に遡って改定(12月期で調整)

<参考> 期末手当の改定による年収比較(令和6年度)

(単位:円)

区分		給料・報酬		期末手当			年収合計
		月額	年額	6月	12月	年額	
市長	現行	969,200	11,630,400	1,977,168	1,977,168	3,954,336	15,584,736
	改定後	969,200	11,630,400	1,977,168	2,035,320	4,012,488	15,642,888
副市長	現行	731,400	8,776,800	1,492,056	1,492,056	2,984,112	11,760,912
	改定後	731,400	8,776,800	1,492,056	1,535,940	3,027,996	11,804,796
教育長	現行	632,600	7,591,200	1,290,504	1,290,504	2,581,008	10,172,208
	改定後	632,600	7,591,200	1,290,504	1,328,460	2,618,964	10,210,164
議長	現行	531,000	6,372,000	1,083,240	1,083,240	2,166,480	8,538,480
	改定後	531,000	6,372,000	1,083,240	1,115,100	2,198,340	8,570,340
副議長	現行	469,800	5,637,600	958,392	958,392	1,916,784	7,554,384
	改定後	469,800	5,637,600	958,392	986,580	1,944,972	7,582,572
議員	現行	442,100	5,305,200	901,884	901,884	1,803,768	7,108,968
	改定後	442,100	5,305,200	901,884	928,410	1,830,294	7,135,494

※ 市長の給料月額は令和4年1月1日から上記の額の15%を減額している。
副市長の給料月額は令和5年1月1日から上記の額の10%を減額している。

令和 7 年度 特別職の給料・報酬月額等の取扱い（市の考え方整理）

市の考え方	【給料月額等】国家公務員の特別職の改定状況と県内他団体等の動向を踏まえ、「据え置き」とする。 【政務活動費】現行の水準及び過去の改定状況を踏まえ、「据え置き」とする。
-------	--

＜特別職の地方公務員の給与改定に係る基本的な考え方＞

特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、以下の諸事情等を総合的に考慮することとされている。

① 一般職の職員の給与改定の状況、② 国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況、③ 他の地方公共団体との均衡、④ 各自治体における特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯等

基本的な考え方／検討要素			状況・情勢等	参考資料	方向性の整理
①	一般職の職員の給与改定の状況		＜給与勧告の内容＞ 月例給 （国）民間給与との較差(11,183 円)を埋めるため、全年齢層の俸給月額を引上げ（改定率 3.0%） 事務次官等の指定職は 1.1%引上げ （県）民間給与との較差(8,605 円)を埋めるため、全年齢層の給料月額を引上げ（改定率 2.29%） ボーナス （国）期末・勤勉手当の支給月数を 0.1 月分引上げ（県も同様）	P1～P3	○ 内閣総理大臣等は据置き ○ 県内では人口規模の大きい新潟市や近隣の糸魚川市などが、類似団体では半数以上が、据置き ○ 市内の景況調査では昨年度と同様、厳しい状態が続いている ○ R5 年度末の財政調整基金残高は財政計画に対して 15.6 億円の減 ↓ 総合的に勘案し、 R7 年度は据置くこととして整理
②	国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況		○ 国会議員から任命される内閣総理大臣等の俸給月額及び期末手当は、当分の間、据え置き ○ その他の特別職（会計検査院長、人事院総長等）の俸給月額は、事務次官等に準じて 1.1%引上げ	P8～9	
③	他の地方公共団体との均衡	県内他市及び類似団体における当市の水準	【県内 20 市】 ・市長 3 位 ⇒ 人口規模(3 位)相応の水準 ・副市長 4 位 ⇒ 人口規模(3 位)を下回る水準 ・教育長 5 位 ⇒ 人口規模(3 位)を下回る水準 ・議長、副議長及び議員 3 位 ⇒ 人口規模(3 位)相応の水準 【類似団体(施行時特例市) 23 市】 ・市長 17 位 ⇒ 人口規模(23 位)を上回る水準 ・副市長及び教育長 23 位 ⇒ 人口規模(23 位)相応の水準 ・議長 23 位 ⇒ 人口規模(23 位)相応の水準 ・副議長及び議員 22 位 ⇒ 人口規模(23 位)を上回る水準	P4～P6	
		新潟県、県内他市及び類似団体の改定状況	・新潟県 R6 引上げ → R7 引上げ ・県内市 R6 引上げ → R7 据置き 2 市（新潟市、糸魚川市） R6 据置き → R7 据置き 2 市（新発田市、小千谷市） R6 引上げ → R7 引上げ 2 市（三条市、南魚沼市） R6 据置き → R7 引上げ 3 市（長岡市、燕市、十日町市） 他 10 市は未定 ・類似団体 22 市中、半数以上の 15 市が据置き	P7	
④	当市及び他団体の特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯		【当市の特別職の給与改定】 ・平成 28 年度に給料月額等の引上げ（市長 0.4%、副市長 1.0%、議員 0.4%） ・令和 6 年度に給料月額等の引上げ（0.3%） 【県内他市の特別職の給与改定】 ・令和 5 年度は、三条市、柏崎市、燕市、妙高市等の 6 市が引上げ ・令和 6 年度は、新潟市、三条市、糸魚川市、妙高市等の 11 市が引上げ 【新潟県の特別職の給与改定】 ・平成 31 年 1 月に引上げ（0.8%） ・令和 6 年度に引上げ（0.3%）	P9	

基本的な考え方／検討要素		状況・情勢等	参考資料	方向性の整理
⑤	直近の地域の社会情勢等	○ 新潟県内の経済動向（新潟県公表の経済動向より） ・ R6. 9 月～12 月は原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、持ち直している。 ○ 上越市の景気動向（上越商工会議所会員景況調査） ・ R6. 7 月～9 月期は業種別利益ベースではそれぞれ前期に比べて改善しているが、前年同期比では小幅な改善にとどまる ○ 上越信用金庫中小企業景気動向調査） ・ R6. 10 月～12 月期の業況は小幅な改善基調を持続だが、来期では全業種で悪化見込み ○ 上越管内の有効求人倍率（ハローワーク上越公表の最近の雇用失業情勢より） ・ R6. 11 月分 1. 43 倍、令和 5 年同月期と比較して 0. 01 ポイント低下 ○ 上越市の納税義務者一人当たりの課税対象所得（総務省公表の市町村税課税状況等の調より） ・ 令和 5 年度 305. 3 万円、令和 4 年度と比較して 0. 63%増加 ○ 新潟市の消費者物価指数（新潟県公表の新潟市消費者物価指数より） ・ R6. 11 月分 108. 6、令和 5 年同月期と比較して 2. 5 ポイント上昇（令和 2 年を 100 として比較）	P10～P17	
⑥	市の財政状況 (令和 5 年度普通会計決算状況)	○ 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は 41. 7 億円 ○ 財政調整基金残高は 56. 4 億円（県内 4 位）、財政計画比 15. 6 億円の減 ○ 経常収支比率は 2. 2 ポイント改善 92. 4（県内 9 位） ○ 財政力指数は 0. 009 ポイント悪化 0. 576（県内 5 位） ○ 将来負担比率は 2. 8 ポイント改善 58. 6（県内 9 位） ○ 歳入及び歳出決算額の規模 ・ 歳入 県内 20 市のうち、大きい方から 3 番目 類似団体 23 市のうち、大きい方から 9 番目 ・ 歳出 県内 20 市のうち、大きい方から 3 番目 類似団体 23 市のうち、大きい方から 8 番目	P18	
政務活動費の状況		○ 県内 20 市のうち 3 位 ⇒ <u>人口規模(3 位)相応の水準</u> ○ 類似団体 23 市のうち 8 位 ⇒ <u>人口規模(23 位)を上回る水準</u> ○ 令和 2 年 5 月に、議員個人の政務活動の充実及び議会の活性化を図るため、議員及び会派の交付額をそれぞれ改定（年間交付額：会派▲15 万、議員＋15 万） 【政務活動費】 上越市議会の議員または会派が行う市政の調査研究や政策の立案等に係る活動に対し、市長が支給する経費 【政務活動の範囲】 議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動 【交付額】 議員（一人当たり） 年額 450, 000 円（37, 500 円／月） 会派（所属議員一人当たり） 年額 150, 000 円（12, 500 円／月）	P19～21	◎ <u>概ね人口規模相応の水準を維持</u> ↓ <u>R7 年度は据置くこととして整理</u>